

## 建築審査会の審議の特例第1項第四号に係る包括同意基準

### 建築基準法第43条第2項第二号許可における取扱い基準について

法上の道路と敷地との間にある河川等に橋などが設けられている場合については、下記の基準を満たすことにより建築基準法第43条第2項第二号許可（建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号）により扱う。

#### 記

1. 河川等管理者の占用許可書の添付
2. 河川等管理者の工事の許可書の添付
3. 幅員2m以上の橋等を設置し道路に避難上有効に連絡すること
4. 建築物は、その敷地が道路に接するものとみなし、建築基準関係規定に適合すること

#### 付 則

この基準は、平成21年12月25日から施行する。（基準の制定）

#### 付 則

この基準は、平成30年12月26日から施行する。（基準の一部改正）